

十七。

レンソウ 蓮宗 ↓レンスウ 蓮崇。

レンダイイン 蓮臺院 鳳至郡中唐雨に在つて、眞言宗に屬した。能登名跡志に、『南村氏神は山王權現也。神主四柳氏。別當醫王院・觀音院・蓮臺院・月光院四ヶ寺年替り也。』とあるが、こゝに四ヶ寺といふは一乘院を加へて五ヶ寺であらう。蓮臺院は大正七年一乘院に併合せられた。

レンダイジ 蓮臺寺 ↓レンダイジ 蓮代寺。能美郡粟津郷に屬する部落。異本寶永誌に、『蓮代寺村畑中に寺跡あり。則蓮代寺といひたる由傳承す。郷村名義抄に、往古蓮大寺と云寺有之故に村名とす。後蓮代寺と文字替りたる由。正保・寛文・貞享の高辻帳に蓮大寺村と載せたり。』といひ、白山宮莊嚴講中記録には文明六年十月十四日蓮臺寺城の陥つたことを載せて居る。蓋し邑名も寺號と共に蓮臺寺と書いたのであらう。山口記慶長五年八月八日に、江口三郎右衛門が長連龍の人数を追討つて、本江・蓮臺寺に陣したとあるのもこゝである。

レンダイジガマ 蓮代寺窯 天保中能美郡蓮代寺村に起つた陶窯で、粟生屋源右衛門の創始に係るものである。

レンダイヨウケ 蓮臺幼華 加賀藩主第三代前田利常の女夏姫の法號。詳しくは蓮臺幼華童女。

レンチ 蓮智 江沼郡荻生の一向僧で、願生と共に聖教を讀み習うた。その名は蓮如上人御一代開書に見える。

レンチ 蓮池 金澤城の搦手石川門に向か

うて左方の百間堀は、もと金澤御坊の時蓮を植ゑてあつたから、蓮池といふた。隨うてこの堀に近い、今の兼六園北方の一區劃を蓮池の御庭などといふたのであるが、後にレンチと音讀することになつた。

レンチオチン 蓮池御亭 ↓ケンロクエン 兼六園。  
レンチババ 蓮池馬場 金澤兼六園内の金澤城に面する今道路になつてゐる所にあつた。明治七年五月兼六園となり、茶店等の建設を許されるに及んで、馬場形・土居等を悉く取毀つた。

レンチヨウ 蓮澄 白山宮の長吏。嘉祿二年四月十八日白山大先達の職に補せられ、文曆二年四月廿四日長吏に任せられたことは白山宮莊嚴講中記録に見える。後七社總長吏となつたが、その補任の年月は明らかでない。

レントクジ 蓮徳寺 河北郡向粟崎に在つて、眞宗東派に屬する。  
レントクジ 蓮徳寺 羽咋郡安部屋に在つて、眞宗東派に屬する。

レンニヨ 蓮如 (一)北陸行脚―蓮如の第一回の北陸行脚が、寶徳五年その三十五歳の時に在つた事は、道徳記に載せられ、此の時父存如は尙本願寺に在つた。この行の目的、一は北陸を経て關東に赴き、祖蹟を巡拜するにあつたであらうが、又一は越中瑞泉寺及び加賀二俣の本泉寺を董した叔父如乘と會見の必要があつたのかも知れぬ。何となれば蓮如は存如の長子であつたが、その繼母は己の所生應玄を立てんと欲したもので、事後に就いて見れば、如乘は存如の遺命により、全力を擧げて庇護した人であるから、叔姪相會する

日陽に之を話頭に上さなかつたとしても、胸中の琴線互に共鳴したと思はれるからである。

(二)大谷脱出―これより後八年、長祿元年蓮如は父の遷化に會うて、法主の職を襲いだ。然るに當時漸く興隆した一向宗は世の注目を惹き、加ふるに勢に乗じて他宗を蔑視する門末もあつたから、寛正六年正月十日叡山の衆徒蜂起して大谷本廟を焚き、五十一歳の蓮如は僅かに宗祖の影像を奉じて身を脱し、翌々應仁元年には堅田の法住の家になつたが、こゝも叡山の麓に近くして安全の地でなかつたから、道覺の周旋によつて三井寺に交渉し、寺内兩別所なる近松寺の遺址を得、文明元年から二年に至る間に一寺を建立した。しかも尙本願寺と稱することを憚つて顯證寺と名づけた程であり、三年には之を十子蓮淳に屬して、己は飄然北陸に入り、宗勢挽回の策を講じようとした。

(三)入京―蓮如が顯證寺を出たのは、彼自身のお文によるも、或は文明三年四月とし、或は五月とする。蓋し蓮如は初から北國が親鸞以降最も因縁の深い所であるから、その地に至つて宗勢挽回を講じようと思つたが、門徒中には僻遠に法主の移住するを不可とするものがあつたので、先づ京師に出て形勢を見たが、應仁以降騒亂の跡は未だ回復して居なかつた。因つて五月一たび顯證寺に歸り、その中旬の一夜驟然金森から堅田に航し、若狹を經、越前に入ることとなつたのであると思はれる。蓮如が滯京中に果して何を爲したかに就いて、論者或は越前の朝倉敏景に對してその領内に布教するの諒解を得たのであらうと

想像する者がある。しかし、此の際敏景が在京したか否か一疑問であり、重編應仁記によれば、敏景が東陣花の御所の味方として上洛したのを、五月五日に在るとするから、時日相離するが如くに考へられる。

(四)加賀經廻―蓮如は越前に入つたが、最初よりそこに在住するを目的としたのではなかつた。是を以て直に加賀に入り、六月の頃にはその會遊の地で今は蓮乘の住持する本泉寺に入つた。この事は越中勝興寺系圖に書かれるのみならず、文明三年七月十六日附の帖外御文にも、『炎天のころ賀州加ト(河北)郡五ヶの庄の内或片山邊』に居たことが見え、或片山邊は二俣を指すと思はれる。

(五)吉崎坊舎―蓮如は加賀を經廻したが、寺地として適當の所を得ず、巖に一たび實見した吉崎こそ地理上最好であると思つたらしく、再び杖を越前に返して、七月廿七日以降急に伽藍造營の工を起した。蓮如が吉崎の地を獲得した手續の如何は得て之を詳かにせぬ。論者或は之を朝倉敏景の好意によるものがある。しかし、敏景は此の年五月五日入洛し、廿一日越前の守護に任せられたもので、當時國內に政敵尙多く、既に虚位を得たるも實力の未だ之に伴はぬものがあつたのみならず、山上林間の一小坊舎、必ずしも領主地頭

の諒解を得るまでもなかつたであらう。さればかの反故裏書にいふ如く、『彈正左衛門孝景英林宗雄(敏景同人)、信證院法印(蓮如)申談せられし舊好』となれるは、吉崎が繁昌に赴いた後に於いて、政治家と宗教家と相利用提携したことの意味で、この交際が原因となつて寺地を得たのではあるまい。況や吉崎は加賀

想像する者がある。しかし、此の際敏景が在京したか否か一疑問であり、重編應仁記によれば、敏景が東陣花の御所の味方として上洛したのを、五月五日に在るとするから、時日相離するが如くに考へられる。

(四)加賀經廻―蓮如は越前に入つたが、最初よりそこに在住するを目的としたのではなかつた。是を以て直に加賀に入り、六月の頃にはその會遊の地で今は蓮乘の住持する本泉寺に入つた。この事は越中勝興寺系圖に書かれるのみならず、文明三年七月十六日附の帖外御文にも、『炎天のころ賀州加ト(河北)郡五ヶの庄の内或片山邊』に居たことが見え、或片山邊は二俣を指すと思はれる。

(五)吉崎坊舎―蓮如は加賀を經廻したが、寺地として適當の所を得ず、巖に一たび實見した吉崎こそ地理上最好であると思つたらしく、再び杖を越前に返して、七月廿七日以降急に伽藍造營の工を起した。蓮如が吉崎の地を獲得した手續の如何は得て之を詳かにせぬ。論者或は之を朝倉敏景の好意によるものがある。しかし、敏景は此の年五月五日入洛し、廿一日越前の守護に任せられたもので、當時國內に政敵尙多く、既に虚位を得たるも實力の未だ之に伴はぬものがあつたのみならず、山上林間の一小坊舎、必ずしも領主地頭

の諒解を得るまでもなかつたであらう。さればかの反故裏書にいふ如く、『彈正左衛門孝景英林宗雄(敏景同人)、信證院法印(蓮如)申談せられし舊好』となれるは、吉崎が繁昌に赴いた後に於いて、政治家と宗教家と相利用提携したことの意味で、この交際が原因となつて寺地を得たのではあるまい。況や吉崎は加賀

の諒解を得るまでもなかつたであらう。さればかの反故裏書にいふ如く、『彈正左衛門孝景英林宗雄(敏景同人)、信證院法印(蓮如)申談せられし舊好』となれるは、吉崎が繁昌に赴いた後に於いて、政治家と宗教家と相利用提携したことの意味で、この交際が原因となつて寺地を得たのではあるまい。況や吉崎は加賀

の諒解を得るまでもなかつたであらう。さればかの反故裏書にいふ如く、『彈正左衛門孝景英林宗雄(敏景同人)、信證院法印(蓮如)申談せられし舊好』となれるは、吉崎が繁昌に赴いた後に於いて、政治家と宗教家と相利用提携したことの意味で、この交際が原因となつて寺地を得たのではあるまい。況や吉崎は加賀

の諒解を得るまでもなかつたであらう。さればかの反故裏書にいふ如く、『彈正左衛門孝景英林宗雄(敏景同人)、信證院法印(蓮如)申談せられし舊好』となれるは、吉崎が繁昌に赴いた後に於いて、政治家と宗教家と相利用提携したことの意味で、この交際が原因となつて寺地を得たのではあるまい。況や吉崎は加賀

の諒解を得るまでもなかつたであらう。さればかの反故裏書にいふ如く、『彈正左衛門孝景英林宗雄(敏景同人)、信證院法印(蓮如)申談せられし舊好』となれるは、吉崎が繁昌に赴いた後に於いて、政治家と宗教家と相利用提携したことの意味で、この交際が原因となつて寺地を得たのではあるまい。況や吉崎は加賀

の諒解を得るまでもなかつたであらう。さればかの反故裏書にいふ如く、『彈正左衛門孝景英林宗雄(敏景同人)、信證院法印(蓮如)申談せられし舊好』となれるは、吉崎が繁昌に赴いた後に於いて、政治家と宗教家と相利用提携したことの意味で、この交際が原因となつて寺地を得たのではあるまい。況や吉崎は加賀